

沿革

創立までの経緯

——明治18年～昭和23年の活動

1. 前身

我が国の獣医師制度は、明治18(1885)年8月22日付太政官布告第28号により、獣医免許規則が公布されたことに始まる。それまで無免許状態にあった家畜診療業務は、この規則によって、免許を得た者でなければ行えないことになった。ここに、獣医学術を基盤とする近代的な獣医業発展の道が開けたのである。

同年、獣医師相互の連絡協調と技術の進展を図る必要から、「大日本獣医会」が組織された。任意団体としての発足であったが、同会は今日の「日本獣医師会」の前身となるものである。会誌第1号が発行され、各府県ごとに獣医会または連合会等の任意団体が設立された。しかし、法的根拠をもたない同会は、その基盤の軟弱さゆえに連絡活動も十分な実効を上げるには至らなかった。

創立から2年後の明治20(1887)年、「大日本獣医会」は「中央獣医会」と改称し、活動を続けていくが、明治末年に至り、その活動の中心は獣医師法の制定運動へと向かっていく。獣医師としての社会的職権の確立は、畜産獣医界全体の長年の宿願であったからである。いきおい、中央獣医会を中心とした獣医師法制定運動の気運は高まりを見

せた。長い間の熱心な建議陳情が実り、獣医師法(旧法)が制定されるに至ったのは、大正15(1926)年4月のことであった。これにより、獣医師は法のもとに社会的職権が確立され、獣医師会の設立も公認されることとなった。

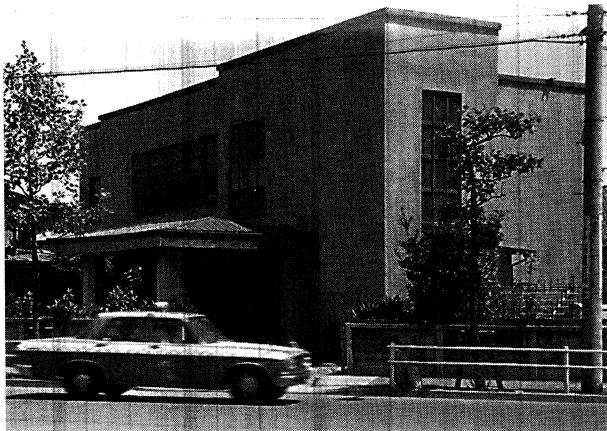
昭和2(1927)年4月、勅令第75号によって獣医師会令が公布され、翌年5月20日、1道3府42県の会員の賛同の下に「日本獣医師会」設立総会が開催された。議長には内村兵蔵氏が推され、定款その他必要な事項が議決され、設立の申請が行われた。同年10月20日、主務省の設立認可が下り、昭和4(1929)年2月、第1回定時総会が開催され、内村兵蔵氏が初代会長として選任された。

こののち、日本獣医師会は20年にわたって獣医技術の進歩発展、獣医師の社会的地位の向上、獣医師制度の研究など、活発な活動を展開する。

しかし、こうした日本獣医師会の活動も、第2次世界大戦の敗戦によるGHQの占領政策によって、その歴史の幕引きを迫られることとなる。日本獣医師会は、当時の政府行政の協力機関としての性格を帯びた特殊法人組織であり、地方組織を含めて強制設立・強制加入を前提とする勅令団体であったため、GHQの指令に基づく勅令団体廃止の法律により、昭和23(1948)年7月10日、解散させられた。

2. 新生日本獣医師協会の誕生

旧日本獣医師会の解散前、獣医師関係者の間では終戦後の日本の再建の一翼を担うべく、新たな権威のある民主的獣医師会を設立しようとする気運が全国的に醸成されつつあった。昭和22(1947)年12月12日に開催された日本獣医師会役員会の後で、新獣医師会の設立要綱の参考案が採り上げられ、全国的に意見を求めるうこととなった。全国の獣医師会からは忌憚のない具体的な意見が寄せら



旧獣医師会館（昭和30年代）

れ、設立準備委員会が設けられることとなった。

一方、獣医事の進歩発展を推進するため昭和22(1947)年7月に設立された「日本獣医事協会」は、その重要な事業として獣医事審議会を設け、政府の諮問に意見を具申してきたが、あたかも時を同じくして獣医師法改正について答申する機会に際会したことから、当然、獣医師法改正を予期し、同会においても新しい獣医師会を民主的に結集して設立することを目指して設立準備委員会を設けた。そして、設立準備委員会の事務は、日本獣医師会で取り扱うことが決められたのである。

こうして日本獣医師会は、世話人を設けるなど準備を進め、昭和23(1948)年3月25日の第19回定期総会後、世話人から新法人設立準備委員会の選定方法、委員数その他についての提議がなされ、その結果、広く各方面から委員を加え、総勢60名から成る設立準備委員会の設立が決定された。同時に、それまでに寄せられた各方面からの意見を基礎として、在京の準備委員有志による協議、検討がしばしば行われた。さらに学識経験者側の準備委員が決定されたのを機に、在京及び近県の準備委員との会合がもたれ、新獣医師会の性格づけ、他の検討が長時間にわたり行われた。

この間にも、「獣医師は各関係方面が大同団結し、協力しながら総力を結集していく体制にならねばならない」という意見がますます強くなり、そのためには全国的性格の中央団体である日本獣医事協会も「この際、新獣医師会の傘下に入るべ

きであり、獣医学会もまた同様である」という意見が総意として集約された。

新法人設立準備委員会は昭和23(1948)年6月19日、全国から準備委員が集まって開催され、定款、設立要綱について討議された。その結果、この問題は実行委員会に委任されることになった。

翌20日、これを受けて実行委員は各地域と学識経験者から20名を選出し、協議会を開催。団体の名称、主要事業、会員の資格範囲等、運営の基礎についての協議を行い、細部については在京実行委員と世話人に一任することに決した。在京委員会は、6月30日、7月14日、20日、22日、24日と連続的に開催され、協議が重ねられた。

その間、日本獣医事協会の幹部との話し合い、日本獣医学会との折衝がなされた結果、趣意書とともに学会の一章を盛った社団法人日本獣医協会定款、獣医事改革に関する各種委員会の運営に関する項を掲げた事業計画、収支予算、その他の準備が整えられた。

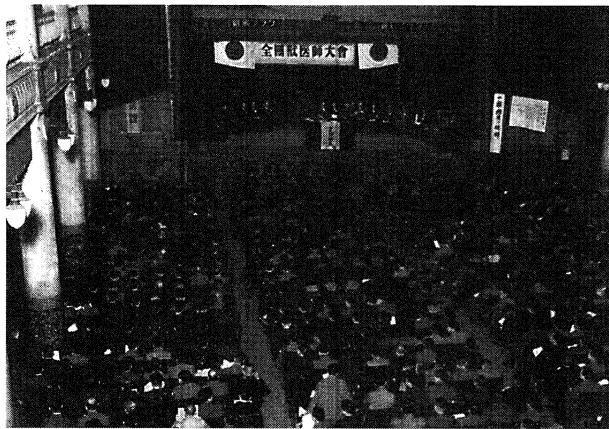
8月9日、さらに在京委員会による協議を経て、翌10日午前、設立準備委員会が開かれ、最終決定を見て、その日の午後、発起人会に続いて設立総会が盛況裡に開催された。

以上の経緯があって同年11月9日、公益法人として「社団法人日本獣医協会」が認可された。旧日本獣医師会の解散から4ヵ月足らずでの新生であった。初代会長には島村虎猪氏（当時・東京帝國大学名誉教授）が就任した。

国内外に地歩を確立

——昭和20～30年代の活動

昭和24(1949)年6月の新獣医師法制定後、日本獣医協会は昭和25年3月、戦後初の全国獣医師大会を大阪の中の島公会堂で開催した。参考会員は2000余人を数え、GHQ関係獣医官も15名余りが



昭和25(1950)年、戦後初の全国獣医師大会が大阪で開催された

臨席、講演会、デモンストレーションなど国際色を交えた空前の盛況を呈し、新世代の獣医学の幕開けを内外に誇示する記念すべき大会となった。

昭和26(1951)年2月、日本獣医協会は第3回臨時総会において定款改正を行い、名称を「社団法人日本獣医師会」と改めることを議決、同月26日、名称変更が認可された。

昭和28(1953)年には日本獣医師会は世界獣医学協会(WVA)に加入し、日本委員会が設置されることとなり、名実ともに世界に連なる獣医師会としての地歩を築いた。この2年前の昭和26(1951)年、サンフランシスコ講和条約により占領下時代に幕を下ろした新生日本は、さまざまな場面で国際舞台への再デビューを果たすことになるが、我が国獣医界もまた、新生日本の再興と歩調を合わせて国内外にその組織の根を下ろしていくことになったのである。そして昭和30(1955)年1月には東京・港区に獣医師会館が竣工、落成式が挙行されるなど、活動の拠点も整備されるに至った。

昭和35(1960)年には、獣医師免許制度75周年を記念し、全国獣医師大会をはじめ、各地区において記念獣医師大会が開催され、11月4日には赤坂プリンスホテルにて記念式典が大々的に開催され、功労者表彰及び祝宴が挙行された。日本獣医協会発足当初6000名にすぎなかった会員も、昭和38(1963)年には1万2000名に倍増、名実ともに日本の獣医学最大の職域団体となつたのである。

組織と活動の拡充を目指して

—昭和40年～昭和末年の活動

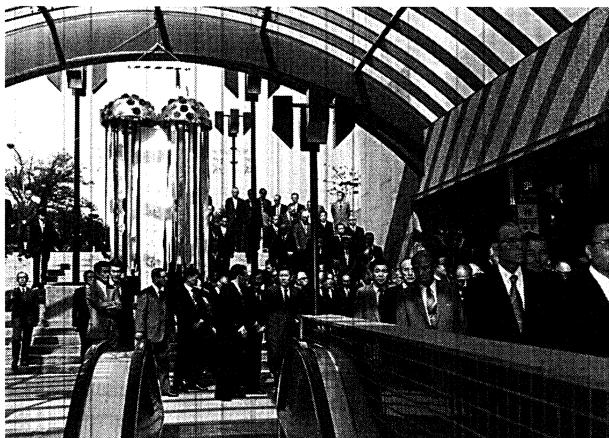
1. 獣医学教育の充実を目指して

昭和46(1971)年、日本学術会議は内閣総理大臣に獣医学教育の修業年限延長を勧告、昭和53年度から暫定的な措置として、修士課程活用による修業年限延長に踏み切ることになった。しかし、基本的には学部6年制が望ましいにもかかわらず、特に国立大学においては農学関係学部の一学科として獣医学教育が行われてきたのが実情である。

昭和58(1983)年の第98回国会において学校教育法の一部を改正する法案が審議され、6年制一貫教育の実施に伴う獣医学教育の充実策及び処遇の改善等の問題が取り上げられた。審議の結果、同法案は全会一致をもって原案どおり可決され、学校教育法第55条において獣医学を履修する課程についてはその修業年限を6年とすることに改められた。

2. 日本獣医師会の新会館竣工・移転

日本獣医師会は、昭和53(1978)年10月に竣工した新青山ビルディングの一部を区分所有し、ここに



昭和53(1978)年、新青山ビルディング(新獣医師会館)の竣工式

会館を移転、同年、新会館竣工記念式典を、日本獣医師会創立30周年記念式典と併せ挙行した。

3. 第25回世界獣医学大会(WVC)の誘致活動

昭和62(1987)年8月、カナダ・モントリオールで開かれた第23回世界獣医学大会において、日本獣医師会は第25回大会の開催地に立候補を宣言し、国内にWVC招致準備委員会を設置して対応を開始した。第25回世界獣医学大会は平成7(1995)年9月、横浜において、しかもアジア地域で初めてかつてない規模で開催されることとなる(後述)。

多様化するニーズに応えて

—昭和から平成へ

1. 獣医師法改正

獣医師の活動分野は、社会・経済のめまぐるしい変化、発展等に伴い、動物の臨床のみならず、家畜衛生、公衆衛生、環境衛生あるいは実験動物の管理等バイオメディカルな領域、さらには養殖漁業における疾病対策等、幅広い種々の分野に及び、業務の範囲とともに対象動物の範囲も拡大するなど、昭和24(1949)年の獣医師法制定時に比べて大きく様変わりしてきた。



昭和60(1985)年、獣医師制度100周年記念式典が開催された

また、このような変化に伴い必然的に獣医師がもつべき知識・技術も広範・多岐にわたり、しかも高度に専門的なものが要求されるようになってきた。

獣医師は、動物の健康の維持並びに保護、畜産の健全なる発展、安全な畜産物の供給、人畜共通感染症の予防、食品衛生の確保、各種試験研究の推進、動物愛護思想の普及・啓蒙等、各分野で大きく貢献しており、その社会的責任もますます重大なものとなってきているが、獣医師がその役割と責任を真に果たしてゆくためには、時代の趨勢と実態に合った法律、制度面での十分な裏付けが必要となった。

このような状況を受けて、農林水産省は昭和59(1984)年12月に設置した「家畜衛生問題(獣医事関係)検討会」において、獣医事諸般にわたる問題についての検討を開始、多様化・高度化している社会の要請に獣医師が十分に応えうる基盤を整備することとした。

獣医師法の改正等については、日本獣医師会も長年にわたり検討を重ねるとともに、農林水産省と緊密に連絡、協議しながら積極的に取り組んできた結果、平成4(1992)年5月20日、獣医師法の一部改正及び獣医療法(新法)の制定を実現することができた。

2. 定款及び定款施行細則の一部改正

平成4(1992)年、日本獣医師会は第2回理事会において、定款(昭和23年11月9日認可)及び定款施行細則(昭和49年3月20日承認)について、現状に沿った形で全面的に見直すことを決し、これを受けて組織財政調査会及びその作業部会として設置した定款改正検討委員会において公益法人としての今日的な内容とすべく鋭意検討を行った。

約1年半にわたる検討の結果、平成6(1994)年

5月20日、農林水産省指令6畜B第670号により、定款の一部変更が認可された。また、定款施行細則の全部改正については、平成6(1994)年3月24日、第49回通常総会において可決、承認された。

3. 阪神・淡路大震災に関する対応

平成7(1995)年1月17日、阪神・淡路大震災が発生し、特に神戸市は壊滅的被害を受けた。日本獣医師会は、大震災発生間もない1月20日、「阪神大震災支援対策本部」(本部長:杉山文男会長)を設置し、被災獣医師会員の救済及び被災動物の救護活動の支援に乗り出した。翌21日には、(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会及び(社)日本動物福祉協会阪神支部が構成団体となって「兵庫県南部地震動物救援本部」が設立され、三田市と神戸市に動物救護センターをそれぞれ建設して、被災動物の救護・収容活動を開始した。

以来、このボランティア活動は、平成8(1996)年5月29日に神戸のセンターが閉鎖されるまでの1年4ヶ月にわたり続けられた。この日、最後まで

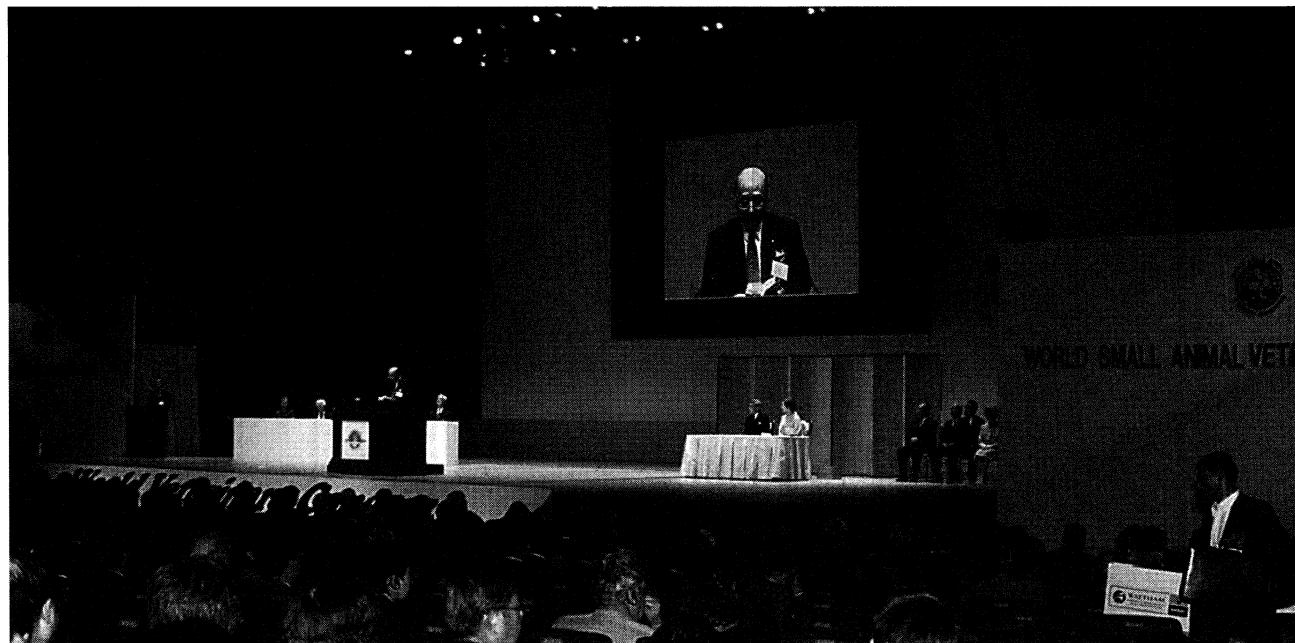
保護・収容していた3頭の被災動物が里親に引き取られたのを受けて、センターは閉鎖されたものである。

4. 世界獣医学大会(横浜)の開催

平成3(1991)年、ブラジルのリオデジャネイロにおいて開催された第24回世界獣医学大会の期間中に開催された世界獣医学協会(WVA)の総会最終日、次期大会開催地の選定投票が行われ、圧倒的多数で日本が選出された。

世界獣医学大会(横浜)は、平成7(1995)年9月3日~9日の7日間、日本学術会議、日本獣医師会及び日本小動物獣医師会の3者の共同主催により、世界獣医学協会(WVA)の第25回世界大会、世界小動物獣医師会(WSAVA)の第20回世界大会と合同で、横浜国際平和会議場(パシフィコ横浜)において開催された(後援:農林水産省、厚生省、神奈川県、横浜市、川崎市。特別協賛:日本中央競馬会)。

同大会では、世界86カ国から一般獣医師会員の



平成7(1995)年、世界獣医学大会が天皇皇后両陛下のご臨席の下、横浜で開催された

ほか、学生、動物看護師、婦人同伴者等を含めて1万1654名(国外1928名、国内9726名)の参加者が一堂に会した。

開会式には天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、また郵政省からは本大会を記念して特別記念切手が発行され、さらには参加国数及び参加者数いずれも過去の大会をしのぐ規模の大会となったことなど、国内はもとより国際的にも各方面から高い評価と賞賛に浴すこととなった。

また、この大会はアジア地域における初めての開催であったことから、アジア地域への国際貢献をも考慮し、アジア獣医師会連合(FAVA)第9回大会も併せて開催するなど、アジア地域の獣医師の参加についても十分に配慮した。

学術プログラムは、WVAプログラムでは一般口頭発表624題、ポスター発表295題、ビデオ発表13題の合計932演題の発表が行われた。WSAVAプログラムでは、招待講演35テーマ・134講演、一般口頭発表124題、ポスター発表84題、ビデオ発表2題、合計210演題の発表が行われた。学術展示としては約200ブース、約100社の学術関連展示が学術発表の一環として行われるなど、その学術的充実度の高さを広く内外に印象づける大会となった。

5. 「獣医師の誓い—95年宣言」採択

平成6(1994)年より、昭和24(1949)年制定された獣医師倫理綱領の見直しが始められた。これは、同倫理綱領が会員にとって必ずしも身近なものになっておらず、一部現状に合致しているとはいえない面があるなど、見直しの必要を唱える声の高まりに応えたものである。獣医師道委員会において小委員会が設置され、数度にわたり、獣医師倫理に関する検討が鋭意行われた結果、平成7(1995)年6月27日、第52回通常総会において「獣医師の誓い—95年宣言」が採択された。

また翌年、診療獣医師の倫理に関わる基本的事項として「動物医療の基本姿勢」を策定し、6月4日、平成8年度第1回理事会において承認された。

人と動物の共生志向

—21世紀を迎えた日本獣医師会の活動

1. 年々重みを増す獣医師の社会的責務と獣医師職務等の広報

近年、社会環境の変化とともに、人と動物の結びつきは従来になく多様かつ緊密の度合いを増し、空前のペットブームを生み出した。犬、猫などは、「家族の一員」「コンパニオン・アニマル」(伴侶動物)として位置づけられ、人と同様、高度な医療サービスが求められるようになった。人の心療内科における動物を活用した医療支援(アニマル・アシスティッド・セラピー)や、身体障害者補助犬等の動物の社会参加活動(アニマル・アシスティッド・アクティビティ)が注目されるようになったのも近年のことである。人と動物の共生志向は高まる一方にある。

他方、O-157等を原因とする新たな疾病の発生、家畜においては口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザなど、海外の動物の感染症侵入の危険性が高まるとともに、家庭動物と人との共生が進む中、人と動物の共通感染症対策もかつてない重要性を帯びるようになった。特に、BSE発生を契機に、動物の生産から流通、加工、消費に至る各プロセスでのリスク管理を通じた食品のいっそうの安全性確保が強く求められている。

このように獣医師の社会的責務は、小動物臨床分野、産業動物臨床や家畜衛生等の農林水産分野、公衆衛生分野、さらには動物愛護、野生動物分野など、広範・多岐にわたる分野で従来にも増して著しく重要な分野で重要な役割を担っている。

しかし一方、平成10(1998)年に、獣医療過誤・過剰診療・高額診療料金等に起因する、数多くのマスコミ報道がなされた。これを受け、本会では本問題を獣医師道委員会で審議し、その結果を踏まえ、平成11(1999)年9月、銀座・東急ホテルにおいて、インフォームド・コンセント徹底等について記者発表を行った。

当日は新聞関係16社、週刊誌及び月刊誌8社、ペット関係業界誌等14社から、43人が出席し、本会から、

- ① 獣医師と飼い主とのコミュニケーションを深める活動を積極的に展開することとして、社会に対して「インフォームド・コンセント徹底宣言」を行う。
- ② 本宣言を徹底している診療施設が一般市民



平成11(1999)年に作成したインフォームド・コンセント啓発ポスター

にわかるよう、ポスターを作成し、診療施設へ掲示を依頼する。

- ③ 診療料金の例示様式を作成し、各診療施設が金額を記入し、待合室等に掲示するよう依頼する。
- ④ 地方獣医師会における動物医療相談窓口の設置を推進する。
- ⑤ 小動物診療料金の実態調査結果を公表する旨を発表するとともに取組みを実施した。

さらに、獣医師の職務等は社会から十分理解されていない状況もあり、今後、獣医師が社会的要請に応え、動物医療の質の向上を確保していくためには、国民的理解が不可欠である。このため獣医師の果たすべき役割のいっそうの社会的理解の情勢に資することとし、動物関連団体・企業の支援協力の下で市民参加型イベント事業として、平成19(2007)年10月7日に「2007 動物感謝デー in Tokyo “World Veterinary Day”」を東京都庁前「都民広場」において、約1万人の参加者を得て開催した。

本イベント事業は、世界獣医学協会が提唱する国際的イベントである“World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものとして、毎年実施することとした。



平成19(2007)年に開催された「2007 動物感謝デー」

2. 獣医学教育の改善への取組み

こうした環境の変化に合わせ、いっそうの充実が求められるのが獣医学教育である。

獣医学教育は昭和59年度に学部6年制教育となつたが、北海道大学を除く国立獣医学系大学では農学部の一学科として位置づけられ、欧米諸国に比し小規模で、高度な獣医学教育に必要な教官数、施設・設備が十分に確保されているとはいえない状況にあった。

平成元(1989)年11月の全国獣医師大会において国立大学獣医学科の再編整備が要望事項として決議されたのを受け、日本獣医師会はその実現に向けて文部省をはじめ関係各所に要請を続けたが、各大学の諸事情により進展を見ないまま経過した。

気運が再び高まったのは平成10(1998)年のことである。大学関係者が我が国獣医学教育の国際的水準への強化・充実等を強く唱え、東日本の4大学（帯広畜産大学、岩手大学、東京農工大学、岐阜大学）の獣医学科は東北大学獣医学部として、西日本の4大学（鳥取大学、山口大学、宮崎大学、鹿児島大学）の獣医学科を九州大学獣医学部として再編統合する案を検討の俎上にのせた。

この気運を受け、日本獣医師会を中心に獣医学教育関係者連絡会議が組織され、「獣医学教育のあり方に関する懇談会」（関係各界の有識者で構成）を設置し、獣医学教育充実に関して諮詢したのは、その翌年の平成12(2000)年8月のことであった。

答申は平成13(2001)年2月に出され、国・公・私立大学において社会の養成に応えうる獣医師養成を目指すためには、教育組織を学科規模ではなく学部規模に拡充し、最低限、獣医師国家試験出題科目を十分に教授できる講座数（教授数）を確保することなどが不可欠であるとした。

以後、日本獣医師会は同答申の趣旨を踏まえ、

終始一貫して、

- ① 国立大学法人10大学を再編統合の上、獣医学部として整備すること
- ② 公立・私立大学法人6大学については、入学定員に応じた十分な教員数・施設・設備の整備を国の施策として推進すべきことを、文部省をはじめ関係機関に要請し続け、平成17(2005)年には、学術・教育・研究委員会を中心に、外部評価システムのあり方を検討するとともに、大学が教育改善に取り組む上での指標となる獣医学専門教育課程のカリキュラムを「標準的カリキュラム」として取りまとめるなどし、引き続き再編整備による真の学部体制確立に向け取り組んでいる。

3. 獣医学の研鑽を目指して

平成4(1992)年5月に一部改正された獣医師法第16条の2において「診療を業務とする獣医師は免許を受けた後も、(略)臨床研修を行うよう努めるものとする」と明記された。平成9(1997)年には家畜伝染病予防法の一部が改正され、確実かつ効率的な家畜防疫を実施するため、新たな伝染病や未知の疾病に遭遇したときの届け出が獣医師に義務づけられた。獣医師は、より高度で的確な診断技術をもって対応することが求められるようになったわけである。

以上のことから、日本獣医師会は、日本中央競馬会の交付金を財源とする(財)全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、平成9年度から3年間計画で「新疾病等防疫体制強化事業」を実施した。

この事業の一環として取り組まれたのが、卒後研修(生涯教育)のあり方に関する調査・検討事業であった。この事業は、獣医師が適切な獣医療技術を提供していくために、大学卒業後も修得する必要のある課題、内容及び方法等について研究・



平成18(2006)年、連携大会が秋篠宮殿下ご臨席の下、つくば市で開催された

検討したもので、その成果は平成12(2000)年3月、卒後臨床教育(インターーン制)、継続教育(ポイント制)、専門医養成教育(レジデント制)を三本柱とする「獣医師生涯教育に関する基本構想」として取りまとめられた。

卒後臨床研修については、平成13(2001)年12月、日本獣医師会会长から諮問を受けた卒後臨床研修制度検討委員会は検討を重ね、平成15(2003)年3月、卒後臨床研修の実施機関の整備、及び研修期間は最低限1年以上が望ましい旨を内容とする答申を取りまとめた。

継続教育については、獣医師生涯研修事業運営委員会を設置し、平成12(2000)年6月に「獣医師生涯研修実施規程」を定め、同年度から3年間を試行期間として、ポイント制を導入した「獣医師生涯研修事業」を開始した。

一方、専門医養成教育については、専門医制度検討委員会において検討が進められた。平成13(2001)年12月、本会会长から諮問を受けた同委員会は、平成15(2003)年4月、「獣医師専門医機構」の設立を中心とする提言を取りまとめた。

以降、学術団体等による自主的な「獣医師専門医機構設立準備協議会」の立ち上げ、専門医制度に係る規則、認定試験、受験規約、専門医認定基準等の考え方等についても検討を行った。

また、学術の振興を目的として、毎年、学会年次大会を開催しているが、平成18(2006)年3月には日本獣医学会学術集会と同時・同一場所開催、合同企画・相互乗り入れ方式による、初の日本獣医師会・

日本獣医学会連携大会を開催した。

なお、本大会の開会式には秋篠宮殿下のご臨席を賜り、お言葉を頂戴するとともに、記念講演「家畜化の考え方—鶏の事例から—」をご講演いただいた。

4. 動物愛護福祉対策への取組み

平成11(1999)年11月、学校や家庭で多発する小動物の虐待や遺棄が社会問題化したことなどを背景に、「動物の保護及び管理に関する法律」(動管法)が一部改正された。昭和48(1973)年の制定以来26年ぶりの改正で、法律名も「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護法)に改称されるとともに、第2条の基本原則の中で動物が「命あるもの」であることが明文化されたのをはじめ、飼い主責任の強化、動物取扱業に対する規制等の導入、罰則の大幅な強化と対象動物の拡大、適正飼養と愛護の普及啓発の推進等が盛り込まれた。

日本獣医師会では、動管法改正の気運が高まっていた平成10(1998)年7月、「動物福祉の増進に関する検討会」を設置、検討結果を取りまとめて、関係各所に要請を行ったが、成立を見た改正動管法(動物愛護法)には、日本獣医師会における検討結果の大半が反映される形となった。

この動物愛護法の施行とリンクさせる形で、日

本獣医師会は大きく2つの動物愛護対策に取り組んだ。生体埋込型のマイクロチップ(MC)による動物個体識別と、学校飼育動物を介した情操教育の実現である。

日本獣医師会ではペットブームを背景に、種々の危険動物や移入種(外来種)の動物が輸入・販売、飼育され、これらの動物の遺棄や逃亡による住民の不安や農作物に対する被害、さらには在来種をはじめ生物多様性への深刻な影響など、看過できない問題が続出するようになったことから、所有者責任を明確にするとともに、災害時の動物救護の観点から、平成10(1998)年以降、MCを活用した動物の個体識別技術の導入について取組みをいっそう加速させた。

さらに平成14(2002)年12月、MCを利用した動物個体識別事業の推進母体として動物ID普及推進会議(AIPO)が設立された。AIPOは、動物愛護4団体と日本獣医師会により構成される組織で、MCを利用した犬・猫等の家庭動物の個体識別を普及する事業を推進している。

平成18年度、外来生物法の施行、動物愛護法の改正等の関係法令の整備等を受け、平成17年度末に1万489頭だった登録頭数は6万2799頭に大幅増加した。以後も、全国の自治体でリーダーの設置、MC読み取り体制の整備が進められている。

一方、日本獣医師会が初等教育における動物を活用した情操教育(心の健康教育)の必要性を唱え、学校飼育動物活動の提言を文部省に行ったのは、平成10(1998)年4月のことである。この時期に頻発した少年犯罪の急増と凶悪化、低年齢化を背景にしてのことであった。

提言を受けた文部省は、平成10(1998)年12月に改訂された「小学校学習指導要領」(平成14年度から実施)に合わせ、平成11(1999)年5月発行の「小学校学習指導要領解説・生活編」の中に「動

物飼育について地域の獣医師との連携と指導」を明記したことにより、地方獣医師会の活動に弾みがついた。

その後、日本獣医師会は、平成12(2000)年2月、学校で飼育される種々の動物について保健衛生指導を担う獣医師が、学校からの飼育相談、診療依頼に対応できるよう「学校飼育動物診療ハンドブック」を作成、全国の診療獣医師に配布した。

平成14(2002)年3月には、「学校飼育動物保健衛生マニュアル」(平成17年3月改訂)を作成し、地方獣医師会、全国の家畜保健衛生所に配布した。

特にマニュアルは、平成16(2004)年の高病原性鳥インフルエンザ発生の際に有効活用が図られた。平成15年9月には、学校飼育動物委員会を設置し、学校飼育動物活動の現状と課題を整理し、事業推進のための指針策定に取り組んだ。

以来、全国の小学校に「学校獣医師」を必置する法整備や、教育委員会から地方獣医師会に対する「学校飼育動物獣医師巡回指導委託事業」の創設などを文部科学省に要請し、学校飼育動物活動の全国的な普及・定着への努力を続けている。

5. BSEをはじめとする家畜伝染病等への対応と食の安全・安心への取組み

平成10(1998)年、前年に引き続き、前述の新疾患等防疫体制強化事業の一環として、家畜伝染病予防法の一部改正で、新たに対象動物となった中小家畜について防疫技術研修を全国で開催する一方、獣医師の疾病届け出義務の円滑化のため、電子システムの開発と獣医師届け出マニュアルの作成等に努めた。

また、本事業と同様、(財)全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、平成12年度から3年間計画で「監視伝染病等防疫体制支援事業」を実施した。これは監視伝染病の発見・診断の迅速化及び初動防

疫措置等の防疫体制の整備、充実を図るため、家畜疾病総合情報システムの開発としてCD-ROM、インターネットのホームページによる疾病のマルチメディア情報を作成するとともに、監視伝染病早期発見対策の推進として、同システム有効利用のための家畜飼養者に対する診療獣医師の保健衛生指導の充実、強化のためのマニュアル作成、さらに診療獣医師の疫学分析手法を開発し、それぞれ研修会を開催して普及に努めた。

そのような中で平成12(2000)年3月、宮崎県下において、我が国で92年ぶりの口蹄疫が発生した。本会では直ちに地方獣医師会を通じ関係者への周知徹底を図った。

しかし、翌平成13(2001)年9月には千葉県下で我が国初の牛海綿状脳症(BSE)発生例が報告され、畜産業界を震撼させるとともに、畜産物に対する消費者の不安は一挙に高まった。

日本獣医師会は、BSEの発生を受け、平成13(2001)年10月、「BSE緊急会長提言」を取りまとめ、地方獣医師会をはじめ関係各方面に配布するとともに、BSE緊急対策会議を設置し、情報の収集及び伝達、緊急事態への対策の検討・協議、関係当局との連絡・調整及び支援体制の点検・整備、学識経験者からの助言・指導、関係業界との連携強化、外部への広報体制等について協議した。以後、理事会、全国獣医師会会長会議において情報分析等を行うとともに、学会年次大会をはじめ、関係団体と共にシンポジウム、講演会を開催するとともに、(財)日本食肉消費総合センターの助成を受け、BSE関連知識普及事業として、全国で知識普及のシンポジウムを開催、さらに翌年、農畜産振興事業団の助成を受け、国産牛肉等需要回復総合対策事業として、一般公開シンポジウムを全国で開催し、情報提供に努めた。

さらに平成13(2001)年9月、自由民主党へBSE

の迅速な原因究明、感染の排除、再発防止の徹底についての意見書を提出するとともに、同年10月、全国公衆衛生獣医師協議会及び全国家畜衛生職員会に、BSE緊急防疫・衛生対策の実施にあたり、食肉衛生検査所と家畜保健衛生所とのいっそうの連携強化について関係獣医師への指導を要請する一方、同年12月、牛海綿状脳症の呼称を「狂牛病」からBSEに改めるよう報道各社、マスコミ関係団体に要請した。以降、平成14(2002)年、平成15(2003)年にも、農林水産省及び厚生労働省あてBSE対策の徹底について要請した。

これに対して、国では食肉衛生検査所におけるBSE全頭検査と特定危険部位の除去・焼却処置を基本とする安全確保体制を構築することとなった。

また、平成16(2004)年1月には、我が国では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが山口県で発生し、同年3月までに4農場で約27万5,000羽が死亡またはとう汰されるという事態となった。

本病発生当初、公表に伴い国民の健康及び食の安全・安心への不安は、国民への正確な情報提供不足や相談窓口の不徹底から風評被害となった。これについては鶏卵・鶏肉の消費低迷につながったほか、特に飼育鳥の遺棄という事態を生じたため、平成16(2004)年2月に本会では学校飼育動物へ波及することを危惧して、「緊急提言：学校飼育動物における鳥インフルエンザ対策」を作成して、教育関係機関等へプレスリリースを行い、感染に対する科学的な根拠に基づく正確な情報を提供した。

さらに、平成17(2005)年6月から12月にかけて茨城県を中心に41農場でも本病が発生し、約580万羽が殺処分または自衛殺処分されたほか、近年の海外での発生状況等を踏まえ、引き続き同疾病の情報の収集、提供に努めている。

この間、BSE発生を契機とした、国民の食の安

全に関する意識の高まりを受け、平成15(2003)年食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした食品安全基本法が施行されるとともに、内閣府には、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う食品安全の行政機関として食品安全委員会が設置され、日本大学の見上彪教授が獣医師として委員に選任され、以降、「食の安全・安心の確保」のため、生産・流通・消費の各段階における対策が展開された。その一環として、本会では、(財)全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、平成15年度から4年間計画で「獣医師育成研修等強化対策事業」を実施した。

まず、平成15年度は、牛海绵状脳症対策特別措置法に基づく24月齢以上の死亡牛の獣医師の検案、届け出のシステム及び薬事法の一部改正による獣医師の副作用報告義務に基づく届け出システムをそれぞれ開発し、臨床獣医師を対象に、死亡牛検案・届出普及推進講習会及び医薬品副作用報告制度等普及説明会を全国で実施し、周知徹底に努めた。

さらに平成16年度から、平成14(2002)年に公表された「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」による「生産衛生管理体制整備事業」の全国展開を受け、獣医師のためのHACCP手法研修用教材(テキスト及びCD-ROM)を家畜別(基礎編、採卵鶏編、ブロイラー編、養豚編、肉牛・乳牛編)に作成し、平成19年度までに、これらを教材としたHACCP講習会(全国)及び検査実習を中心としたHACCP実地講習会(各地区)を順次開催して、獣医師へ最新の飼養管理技術情報の普及・定着を図ったところである。

さらに、平成18(2006)年5月、食品中の残留物質等への社会的関心の高まりを受け、食品衛生法に基づき、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の残留を規制するポジティブリスト制度が施行さ

れ、獣医師から農家への動物用医薬品等のいっそうの適正使用の指導等が求められることとなった。

これまで本会では、平成13(2001)年から、産業動物委員会において、獣医師の診療に基づく指示を行うための動物用医薬品指示書を必要とする要指示医薬品の適正な流通、使用のあり方について検討した結果、従来の指示書の様式を4枚複写式とし、うち1枚を都道府県の薬事監視部局に提出し、実効性ある薬事監視業務の実施を期すとともに、指示書の記載項目、内容については、要指示医薬品の流通、使用の状況を踏まえ、農林水産省と協議の上、いっそうの整備充実を図る必要がある旨提案し、これを受け、本会では平成15(2003)年5月、農林水産省に対し、要指示医薬品の適正流通等のいっそうの確保について要請した。

これに対して、農林水産省では、「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」を一部改正し、指示書を交付する獣医師は、あらかじめ都道府県ごとに整理された提出先に写しを提出することとされ、本会では指示書の様式を改訂し、「提出用」を加えた4枚複写式とともに、「使用者用」の様式に使用者の記載欄を設ける等整備を図った。

これについては平成19(2007)年1月に「動物用医薬品指示書交付の手引き」を策定、配布し、関係者へのいっそうの周知、徹底に努めた。

以降、獣医師育成研修等強化推進事業の一環として、動物用医薬品安全指導講習会、共通感染症講習会を開催するほか、(社)日本動物用医薬品協会の委託によるポジティブリスト制度普及・啓発地区説明会を実施する等、畜産をめぐる食の安全・安心の確保を責務とする獣医師がさらに国民の期待に応えられるよう、知識、技術の向上、普及に努めた。

6. 定款の一部変更

——職域別部会組織の発足等

平成11(1999)年6月の第56回通常総会において定款の一部変更が可決・承認された。定款の変更は平成6(1994)年以来のことと、理事定数が「19人以上26人以内」から「17人以上21人以内」に、役員の任期が「3年」から「2年」に改められた。理事定数の減員は組織のスリム化と経費節減を目的に、また役員任期は平成8(1996)年9月に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づいての変更であった。

また、平成14(2002)年2月から、組織財政委員会では会長からの諮問事項である事業活動の当面の課題、財政面での問題等について検討を行い、平成15(2003)年1月答申を提出した。

その中で「地方獣医師会を会員とする団体会員制の基本的な枠組みは維持しつつ、構成獣医師の意見が日本獣医師会の事業運営により反映しうるような組織のあり方を検討する必要がある」とされ、本件については理事会、全国獣医師会会长会議の協議を経て、第60回通常総会において、平成15年度事業計画(案)として承認された。

以後、構成獣医師の職域活動に関わる部会組織のあり方として、地方獣医師会、職域関係委員会、職域関係団体と協議するとともに、理事会、全国獣医師会会长会議で検討を重ねて、平成16(2004)年の第61回通常総会において、日本獣医師会の事業運営機関として職域別部会組織の発足が承認され、定款及び定款施行細則の改正をもって平成17(2005)年4月1日から施行された。

職域別部会は、産業動物臨床部会、小動物臨床部会、畜産・家畜衛生部会、公衆衛生部会、学術部会、職域総合部会の6部会で組織され、各部会は部会委員会(常設委員会と個別委員会)により

構成され、その運営は日本獣医師会職域別部会運営規程に基づき、会長が各職域理事推薦母体から提出された推薦候補者及び学識経験を有する者の中から、検討テーマにふさわしい人材を委員会ごとに選考の上、委嘱し、各部会の委員会として発足させた。

平成17年度に発足した部会委員会では、2年にわたり各テーマについて協議検討し、その結果を報告書として整理取りまとめの上、各部会長が理事会において報告した。報告内容については、理事会で協議の上、本会及び地方獣医師会の事務・事業活動に反映させるとともに、マスメディアその他情報媒体を通じ提言等を行ったほか、獣医事等の政策課題については、関係省庁・団体・機関に対し要請活動を行った。

7. 情報化への取組み

地方獣医師会との情報交換の円滑化、会員獣医師に対する情報提供及び一般社会に対する広報等のサービス向上を目的に、平成11(1999)年3月31日、日本獣医師会はホームページ(HP)を開設した。HP開設にあたっては、(財)全国競馬・畜産振興会の補助を受けて(社)中央畜産会が実施する「情報提供拠点整備支援事業」による助成を受けて機材を整備し、本会の情報高度化検討委員会においてコンテンツを作成したものである。

コンテンツは、獣医師が関係する職域情報、飼育動物に関する情報、本会雑誌の内容、学会・セミナーの開催情報、関係法令に規定される疾病の届け出に関する情報、各種疫学情報等からなる。

平成16(2004)年4月、一般に公開したHPに加え、パスワードによるアクセス制限を設けた会員・構成獣医師専用サイトを開設。同年5月末には、「日本獣医師会メールマガジン」(メルマ日獣)の刊行を開始している。

8. 狂犬病予防対策の推進

平成11(1999)年、国と地方自治体が分担すべき役割を明確化するために「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（法律第87号）」が公布され、これまで都道府県が処理していた犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交付事務等が平成12(2000)年4月から市町村へ委譲されることとなった。

本会では、平成11(1999)年8月、地方獣医師会へ狂犬病予防注射事業を円滑に推進するための基本的な考え方として、現行の集合注射方式の維持、市町村と獣医師会が狂犬病予防連絡協議会等を設けることなどについて都道府県との連携確保、市町村との間で狂犬病予防注射事業の実施に関する契約書等の事務手続きの締結、集合注射料金の都道府県単位での統一が望ましい旨通知した。

次いで、平成13(2001)年8月に自由民主党あて事務移管後の狂犬病予防注射事業に対する国からの積極的な支援等を要請した。

以降、狂犬病予防注射事業に対する要請として、平成14(2002)年4月には厚生労働省あて犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底等を要請し、同省ではこれを受け、「狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底について」として、「狂犬病予防法に基づく犬の登録の徹底を図るための業務実施要領」を取りまとめ、各自治体の衛生関係部局に通知した。

さらに、平成15(2003)年以降、同省あて、同通知に基づき都道府県が代表して、市町村事務を含めた狂犬病予防業務の調整を図るとともに、獣医師会との連携推進、自治体に対する指導強化、狂犬病発生時の初動防疫体制の点検整備等について要請してきた。

なお、獣医師会における狂犬病予防注射事業についての取組みは、平成14年度第1回地区獣医師

会連合会会長会議において、本会が取りまとめた「狂犬病予防注射事業の対応等について」を協議の上、同対応の趣旨に沿って、それぞれ地方獣医師会の実情に即した対応を図られるよう通知し、これを対応の基本方針とした。

平成18(2006)年、狂犬病の最終発生から50年が経過し、狂犬病に対する一般の関心が薄れつつある中で、隣国の中では、各地で狂犬病の発生が増加。対策として多数の犬の処分が報道され、また同年11月、フィリピンからの帰国者2名が帰国後発症、死亡した事例が報告され、社会的不安が広がった。一方、厚生労働省では、狂犬病予防法に規定する鑑札と狂犬病予防注射済票の様式自由化を目的とする省令改正に関するパブリックコメントが実施された。

このような事情を受け、本会は、省令改正については、狂犬病対策の形骸化につながるとして反対の立場をとるとともに、狂犬病予防対策における登録と定期予防注射の安定的な実施体制の確保のためには、国、自治体及び獣医師会の連携の確保と飼育者への効果的な普及啓発対策が必要であるとの認識の下、平成18年度において狂犬病予防対策の確実な普及と推進の方策としての地域における自治体と獣医師会のネットワークの整備及び犬の所有者への普及啓発の推進等を要請し、パブリックコメントに対しても、本省令改正は接種率の向上に結び付かず、狂犬病行政に混乱を示唆する旨意見を提出した。

また、マスメディア対応として、本会ホームページを通じて、狂犬病及び狂犬病対策に関する本会の考え方を取りまとめて一般向けにアピールするとともに、主要マスメディア各社に提言として送付する一方、平成19(2007)年2月、新聞（全国紙）紙上にて「狂犬病対策を忘れてはいませんか」と題した、日本獣医師会会长から狂犬病予防の重

要性を訴える意見広告の掲載等を実施した。

さらに、獣医師向けの狂犬病に対する知識・技術の向上対策として、平成18(2006)年11月、関係団体との共催により「家畜衛生フォーラム2006—狂犬病の侵入をいかに防ぐか—」を開催し、狂犬病に関する正確で科学的な情報を一般に普及することの重要性を呼びかけた。

次いで、平成19(2007)年2月には日本獣医師学会年次大会(さいたま)において、市民参加シンポジウム「今、狂犬病対策を考えよう」を開催し、約500名の参加者を得て、狂犬病対策の重要性を一般市民に普及・啓発した。

なお、厚生労働省は、本会の要請活動等の働きかけに対し、平成19(2007)年3月、狂犬病対策の充実・強化についてを都道府県等に通知し、地方自治体が法に基づき実施する狂犬病予防対策の中で、法第4条の規定に基づく飼育犬の登録業務と法第5条に基づく定期予防注射業務に関しての獣医師会の果たすべき役割について明確化が図られるとともに、地方獣医師会と地方行政の連携強化による地域ネットワークの整備を図る必要性が明文化されたほか、登録事務については、行政の窓口及び集合注射会場における登録のほか、動物病院における事務の代行等についての検討が示唆されるなど、従来より一歩踏み込んだ対応が示された。

また、本会が反対した鑑札と注射済票の様式の自由化については、一定の基準を定めることとされた。

今後における狂犬病予防注射事業のあり方については、小動物臨床部会の小動物委員会において「狂犬病予防注射事業の整備の方向」が、公衆衛生部会の公衆衛生委員会において「狂犬病予防法に基づく犬の登録及び定期予防注射」が検討項目として取り上げられて協議された。

協議においては、狂犬病予防注射事業は、本会が平成8(1996)年に定めた「狂犬病予防注射ガイドライン」及び前記「狂犬病予防注射事業の対応等について」を基本として対応していくこととし、狂犬病の登録率及び予防注射率の向上のためには、獣医師会と地域の行政の間の連携を密にして対応する必要があるとされた。

9. 國際協力事業への取組み

日本獣医師会では、平成4年度から日本中央競馬会の交付金を財源とする(財)全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、11年計画(平成6年度に基金の追加造成を受けて平成14年度まで実施)でアジア諸国(バングラデシュ、インド、インドネシア、タイ、マレーシア、モンゴル、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、中国、韓国、台湾及びベトナム)から選考され、毎年、日本に派遣された獣医師(18名程度)を対象として上記大学にて1年間研修を実施するほか、大学が夏季休暇の間、国内の獣医関係機関で技術研修を行った。

本事業では全国獣医系5大学(北海道大学、東京大学、山口大学、酪農学園大学、麻布大学)の協力を得て、アジア獣医師会連合加盟国等14カ国(バングラデシュ、インド、インドネシア、タイ、マレーシア、モンゴル、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、中国、韓国、台湾及びベトナム)から選考され、毎年、日本に派遣された獣医師(18名程度)を対象として上記大学にて1年間研修を実施するほか、大学が夏季休暇の間、国内の獣医関係機関で技術研修を行った。

なお、本事業における研修修了者の総数は144名であった。

本事業によりアジア諸国における獣医療技術の向上に資する等の国際貢献に努めた。